



## お知らせ

記者発表資料	平成26年10月10日
配布日時	14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ  
広島県政記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ



### 「道の駅」の新規登録について

～世羅町<sup>せらちょう</sup>で初めての「道の駅」となる『世羅』<sup>せら</sup>が誕生します～

このたび、平成26年10月10日付けで、全国で「道の駅」が新たに10駅登録され、合計1,040駅になりました。中国地方においては、新たに広島県内に1駅が登録され、合計96駅になりました。

中国地方で新たに登録された『世羅』は、平成27年3月のオープンを目指し整備中です。

#### 【新しく登録された「道の駅」の概要】

##### ○世羅<sup>せら</sup>

設置者：世羅町<sup>せらちょう</sup>

住所：広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳2402番地1  
<sup>ひろしま</sup> <sup>せら</sup> <sup>せらちょう</sup> <sup>おおあぎかわしり</sup> <sup>おおやなぎ</sup>

##### ○主な特徴

- ・観光コンシェルジュを配置し、観光情報を発信し、新たな観光需要を創出します。
- ・町内への周遊を促すため、アンテナショップで町内の特産品等をPRします。
- ・広島県内では18番目の「道の駅」となります。

#### <問い合わせ先>

##### ○「道の駅」全体に関する問い合わせ

中国地方整備局 082-221-9231 (代表)：(平日・昼間)

道路部 交通対策課長 原田光治 (内線4511)

【担当】道路部 交通対策課長補佐 畑中稔 (内線4512)

##### ○今回登録の「道の駅」世羅に関する問い合わせ

世羅町 商工観光課 0847-22-3216 (直通)：(平日・昼間)

商工観光課長 石田裕靖

【担当】商工観光課 観光振興係長 田原賢司

##### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂本繁幸 (内線2117)

企画部 環境調整官 田尾和也 (内線3114)

# 道の駅「世羅」

路線名：一般国道432号

所在地：ひろしまけん せらくん せらちよう おおあざかわしりあざおおやなぎ  
広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳2402番地1

施設面積：9,260㎡

道の駅施設：駐車場90台(大型車10台、小型車78台、身障者用2台)

トイレ13器(うち身障者用1器)、インフォメーションカウンター、  
アンテナショップ、交流広場、芝生広場

特色：

世羅町は、魅力ある田園景観を持つ町であり、せら夢公園をはじめとした観光施設が町全域に点在しています。

当該道の駅では、アンテナショップで町内の特産品等をPRし、観光コンシェルジュによるコミュニケーションを重視した情報発信を行うことで、観光客を世羅町内の観光施設に誘導します。また、平成26年度中に全線供用する中国横断自動車道尾道松江線の世羅IC近傍に位置し、世羅町の新たな玄関口として道路情報、観光情報の提供を行います。

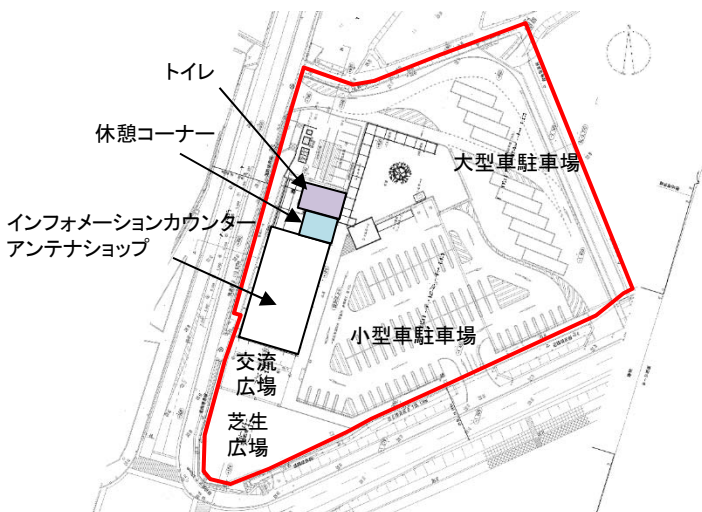
イメージパース



位置図



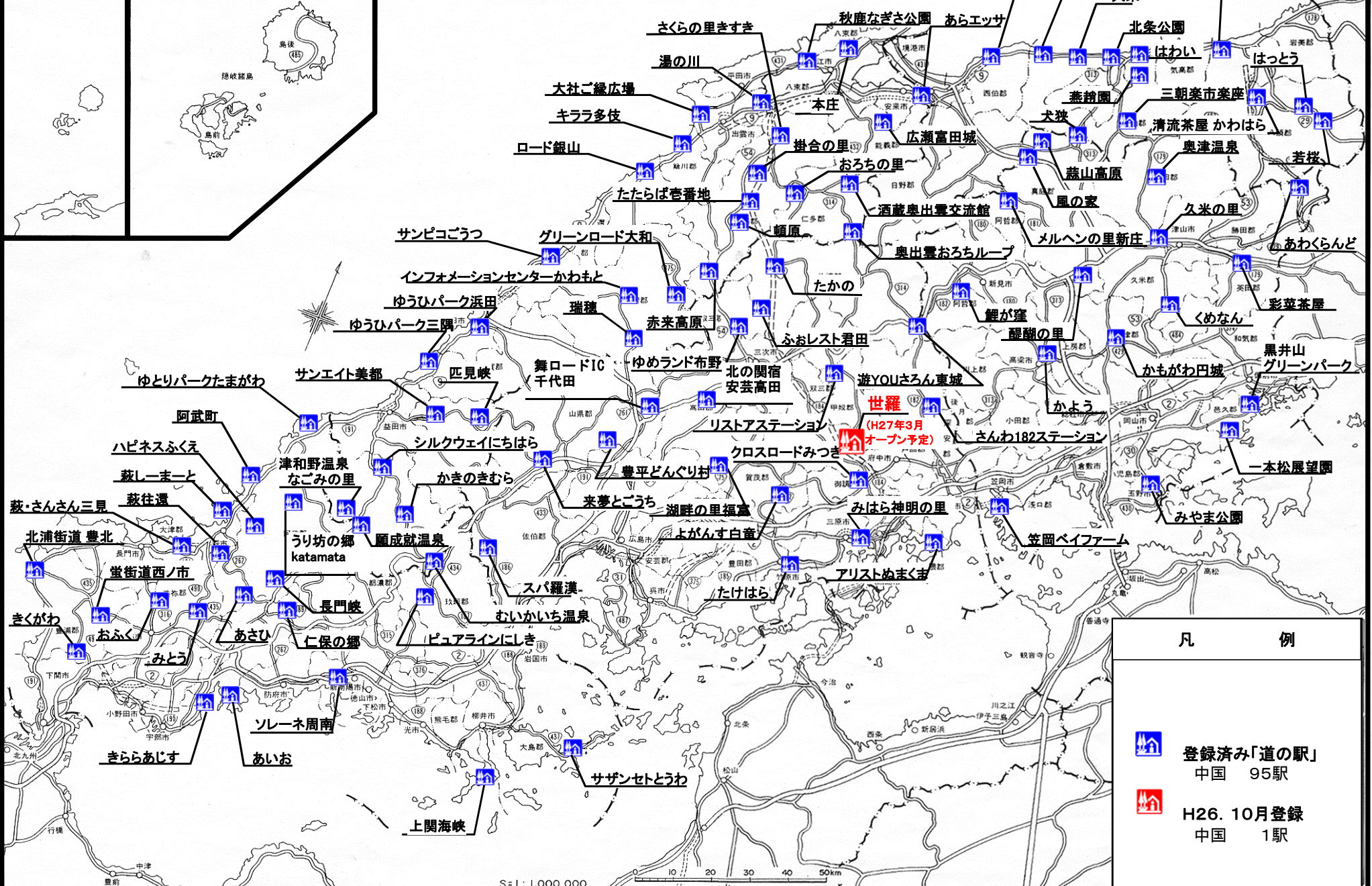
平面図





位置図



# 「道の駅」登録箇所(中国地方)



凡 例	
	登録済み「道の駅」 中国 95駅
	H26. 10月登録 中国 1駅



## 「道の駅」について

### 1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

### 2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様な質の高いサービスを提供する施設で、  
「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

### 3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

### 4. 主な登録要件

#### (1) 休憩施設

- 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

#### (2) 情報発信施設

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

#### (3) 地域連携

- ・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

#### (4) 設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

#### (5) その他の配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること